

国官運安第 23 号
国水防第 54 号
令和 6 年 5 月 31 日

関東運輸局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

出水期における防災対策について

貴職におかれては、出水期における防災対策について、日頃から特段の配慮を講じられているところであるが、今般、「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（令和 6 年 5 月 28 日付け中防災第 12 号）（以下「中央防災会議会長通知」という。）が中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知されたところである。

これから梅雨、台風等による本格的な出水期を迎えるにあたり、中央防災会議会長通知を基に、水防災意識社会の再構築に向けた大規模氾濫減災協議会等を活用し、関係機関と連携し、減災・防災に係る取組を積極的に進めるとともに、要配慮者利用施設に十分配慮の上、災害の防止及び被害の軽減について遺漏なきよう措置されたい。

また、令和 5 年の梅雨前線による大雨、台風第 6 号、台風第 7 号、台風第 13 号等により、堤防、道路等に被害が生じ、応急的な対策を実施した箇所、地盤が沈下している地域、土砂崩落や新たな亀裂及び地盤の緩みにより土砂災害の発生が懸念される地域、洪水、高潮、高波により浸水が懸念される地域等については、防災対策の強化に一層努められたい。加えて、令和 6 年能登半島地震で揺れが大きかった地域では、地盤の緩みや河道閉塞等が発生していることから、土砂災害や河川等の氾濫が発生しやすいと考えられるため、その点御留意いただきたい。

さらに、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」についても着実に実施し、被害の防止・軽減を図るよう努められたい。

併せて、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び関係事業者に対しても、この旨を徹底されたい。